

文京区補助金等チェックシート

所属 子ども家庭部幼児保育課

1 補助金の名称等

28年度調査

補助金の名称	文京区一時預かり事業(幼稚園型)補助金								
根拠規定等	文京区一時預かり事業(幼稚園型)補助金交付要綱								
創設年月	平成	28	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業		中事業		実施計画事業番号	
	5 民生費	4 児童福祉費	3 私立幼稚園費	8 地域子ども・子育て支援事業		1 地域子ども・子育て支援事業			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	一時預かり事業を実施する私立幼稚園等の設置者に対して、当該事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって幼稚園教育の振興と児童福祉の向上を図る。					
補助事業等の内容	私立幼稚園等の実施する一時預かり事業					
補助対象経費の内容	一時預かり事業の運営に要する経費					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 一時預かり事業を実施する私立幼稚園等					
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率〔補助率〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額〕					
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位〕 <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 【算出方法】 (1)基本分の額 基本分単価×基本分の利用に係る年間延べ利用児童数 (2)休日分の額 休日分単価×休日分の利用に係る年間延べ利用児童数 (3)長時間加算の額 長時間加算単価×長時間加算の利用に係る年間延べ利用児童数 【補助金の単価】 (1)基本分の額 ①400円 ②(160万円÷年間延べ利用児童数)－400円(10円未満切捨て) (2)休日分の額 800円 (3)長時間加算の額 100円 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	文京区民が在籍し、一時預かり事業を利用する私立幼稚園等が補助対象のため、非公募					
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他〔利用児童名簿で確認を行っている。〕					
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独 負担割合		区 1/3	国 1/3	都 1/3	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由			

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	補助を行っている事業は、現在の社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	子育て支援計画の計画事業として掲げられており、区の政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	サービスの提供が適切に行われるよう事業者を支援することは、区の役割である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	安定した事業運営が困難となり、利用者に対するサービスに影響を与えるおそれがある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	一時預かり事業を実施する私立幼稚園等であれば申請が可能であり、申請をする機会が確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づき決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	運営に対する補助であり、代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	事業の運営が継続して行われている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	事業運営が継続されることにより、広く区民にサービスが提供されている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	一時預かり事業は広く区民に利用されており、提供されたサービスが区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区補助金等交付規則に基づき、要綱を制定することで適正に執行している。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助事業者は私立幼稚園等であり、その活動内容は補助目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	利用児童名簿で確認を行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	—	—	—	36
決算(予算)額	—	—	—	567
国庫支出金				189
都支出金				189
その他				0
一般財源				189
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	28年度から事業実施			

5 課題及び今後の方向性

本事業については、28年度から新規実施した。周知方法や交付方法について、今後の状況を踏まえ、継続的に検討を行う。